

精神障害者の日常生活を支援

く住み慣れた家庭や地域社会での日常生活を応援します

相談・問い合わせ
保健福祉課
保健指導係
☎373・2111
☎237・239

精神障害者の居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス・ショートステイ・グループホーム）が、4月から始まります。

ホームヘルプサービス

日常生活に支援を必要としている精神障害者の家庭などを、ホームヘルパーが訪問します。掃除、調理などの家事援助や、通院の付き添い、日常生活に関する相談などのサービスを行います。

グループホーム

地域で、共同生活を営むことを支援する制度です。食事の世話、日常生活における相談、指導などの援助を行うことにより、支援します。

【利用できる人】

市内在住で、次のすべてに該当する人
 ＊精神障害者保健福祉手帳を持つ人、または精神障害を支援理由とする障害年金を受給している人
 ＊日常生活に援助が必要な人
 ＊主治医の指示の下で定期的に通院している人

ショートステイ

精神障害者の介護などを行っている人が、病気になるってしまったりした場合や、その他やむを得ず介護できない状態になってしまった場合などに、一時的に精神障害者を施設にお預かりするサービスです。

知っていますか？ こんなサービス

● によって年金が受けられます。

● 精神障害者保健福祉手帳
所得税・住民税などの障害者控除のほか、手続きの簡略化などができます。

● 通院医療費公費負担制度
通院にかかる総医療費の5%のみ、自己負担となります。

● 市医療費助成制度
入院 月額 3000円
外来 月額 1500円

● 社会復帰施設

◇ 小規模通所作業所「作業所あけぼの」
仲間とともに過す楽しさを、働く喜びを体験し、社会参加を勧めます。

◇ 通所授産施設「ぶどう工房」
一般就労を目指して作業訓練を行います。

ところ	とき	相談員
市役所 心の健康相談 ☎372・3989(直通)	毎週火曜日 9:00~15:00	*保健師
精神保健福祉相談	年3回(日程は広報でお知らせ)	*精神科医師 *精神保健福祉相談員
新津健康福祉環境事務所 ☎025・022・5171	随時	*精神保健福祉相談員
精神保健福祉センター ☎025・231・6111	随時	*精神科医師 *精神保健福祉相談員

● 制度

□ 障害年金
年金に加入し、一定の条件を満たした人は、障害の程度

精神病はどんな病気？

○ 精神病は心の病ではありません

精神病は、心の病ではなく脳の病気なので、気の持ちようでは治りません。薬が有効で、受診してきちんと治療を受けることが大切です。日常生活に援助が必要な精神障害者には医療と福祉、両方のサービスが必要。有効に活用することで改善します。また、精神障害者にとっての補助具は人です。地域で理解してくれる人がいることが、大きな支えになります。

○ 遺伝でも育て方の問題でもありません

統合失調症や、そううつ病は、今のところ原因は不明ですが、かかりやすい体質も含めて、多くの要因が重なって発症すると考えられています。性別・地域・環境の違いによって発病率に差がないので、「育て方」や「家庭環境」によるものではありません。また一卵性双生児の一致率が半分以下であることから、すべて体質（遺伝）によるものでもありません。

○ 犯罪との関係は？

マスコミの報道で誤解を招きやすいのですが、精神障害者の刑法犯の率は、一般人口に比べて半分ぐらいで、再犯率も低いといわれています。治療中断による病状悪化と、地域での偏見やケア不足による孤立が、背景因子として考えられます。

心の健康づくり講座で理解を深めましょう

心の健康は体の健康と同じように大切です。現代の複雑化する社会では、心の健康を損なう人が増えています。精神障害の人は、地域の偏見や誤解によって、自分らしく当たり前に生きていくことの難しさを抱え、友人や支え手を求めています。

市では、市民の皆さんから精神障害者を正しく理解してもらおうと、今年度より「心の健康づくり講座」を実施しました。39人の受講生の中から、現在15人が精神障害者小規模作業所「作業所あけぼの」のボランティアとして活動しており、支援の輪が広がっています。15年度も講座を開設しますので、ぜひ多くの皆さんから受講していただきたいと思ひます。

ひとひとひと
男・女・人
おしゃべりさん
15



ココがへんらよ働く場



先月号では、法律での男女の地位の平等感について、自由記述欄に寄せられたご意見などを紹介しました。今回は働く場での平等感について、ご意見を紹介します。

★あなたの職場はどうですか？

働く場で「男性の方が優遇されている」と答えた人は48.4%、「平等である」と答えた人は15.3%でした。県の調査では、それぞれ61.8%、14.8%ですから、白根市民の働く場は県平均よりは平等感が高い、といえるのかもしれませんが、半数近くの人が、男性が優遇されていると感じている現状があるわけですから、自由記述欄にも、それに関する多くの意見が寄せられています。では、要約したものを紹介します。

★学校では平等だっ習ったのに…

○女性が望む仕事になかなか就けないのではないかな。企業はまだまだ男性中心。能力はあるのに「女性だから」と登用されなかったというケースは根強い。(20代男性)
 ○就職活動では男性有利を感じた。また家事は女性がするものだと言われる。学校では平等だと習ってきたが、社会に出るに従い、この傾向が強い。(20代女性)
 ○女性の上司が非常に少ない。しっかり仕事をする女性が評価されない現状にがっかりする。しかし柔な仕事を好み、問題意識の低い女性が多いことも事実。男性だけでなく女性の意識を変えていくことも大切。(30代女性)
 ○男女差別がひどく、40歳で退職させられる。仕事内容もお茶くみ。市でこういう調査をするなら、事業主にも指導してほしい。平等を調査する以上、それを役立てて実行してほしい。(40代女性)

★職場の男性優遇、もう時代遅れですヨ

近年、「昇給や昇任に関する男女格差は違法である」と、裁判で女性の訴えを認め、損害賠償を命じる判決が相次いでいます。企業内の男性優遇に、はっきりとNOが示されているのです。年功序列から能力主義へ、そして男性中心の組織管理から女性も共に参画する組織管理へと、働く場も変わらなくてはならない時代になってきました。

「おしゃべりさん」は白根学習館ホームページでもご覧いただけます

(<http://pc2.gakushyukan-shirone-unet.ocn.ne.jp>)